

第 4 9 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日 (水)
午後 1 : 3 0 ~
1 4 A 会 議 室

出席委員	1号委員 一木明委員,小堀志津子委員,青木格次委員,加藤一克委員, 小野口睦子委員,森本章倫委員,安藤英夫委員,森賢一郎委員	
	2号委員 植松明男委員,高橋美幸委員,小林紀夫委員,浅川信明委員	
	3号委員 井澤清二委員	
代理出席	花塚 貞夫委員(代理出席者:桂 俊昭)	(1名)
欠席委員	杉山委員	(1名)
出席幹事	栗田健一幹事,飯塚由貴雄幹事,赤石澤亮幹事,池田潔幹事, 宇梶嘉修幹事,田辺義博幹事,	(6名)
(臨時幹事)	鈴木秀治臨時幹事,釜井孝夫臨時幹事	(2名)
事務局	田嶋実書記,松野昇一書記,松本朝行書記	(3名)

田嶋書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、当審議会の開催にあたりまして、傍聴定員を10名としておりましたが、傍聴希望が多数ございましたので、26名の傍聴者入場を許可して参りたいと思いますが、会長よろしいでしょうか。

また、記者の方から、写真等の撮影を要望されておりますが、会長よろしいでしょうか。

森本会長

異議ございません。ただし、撮影等は議事に入る前までといたします。

田嶋書記

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、前回に配布させていただきました、議案書(第1号)、説明資料(A3版)、議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置」について、縮尺500分の1の「配置図」、「立面図」3枚。

そして、今回の資料として事前にお送りしております会議次第、資料1「建築基準法質疑応答集(抜粋)」、資料2-1「都市計画法(抜粋)」、資料2-2「都市計画運用指針(抜粋)」、資料3「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査結果について他」。

また、本日の配布資料として、宇都宮市都市計画マスタープラン(本編)1冊。以上の資料となっております。

不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

釜井廃棄物対策課長です。鈴木建築指導課長です。

それでは、「第49回宇都宮市都市計画審議会」を開催いた

します。

森本会長，進行をよろしく申し上げます。

森本会長

それでは，只今より，「第49回宇都宮市都市計画審議会」を開会したいと思います。

開会にあたりまして，一言ご挨拶申し上げます。

前回の審議会で継続審議となりました建築基準法ただし書きに係る案件でございますが，慎重な審議をお願いし，多方面からの様々なご意見をいただいたことに感謝しているところでございます。

前回ご提案のありました現地調査も実施され，あらためて多方面からの活発な審議をお願いしたいと思います。

市の審議会で議論した後，県の都市計画審議会に付議されるものと聞いております。宇都宮の都市計画としてどのように考えるのか，皆様からご意見をいただければと思います。

それでは，はじめに，本会の成立について，事務局より報告をお願いします。

松野書記

本日の会議でございますが，現在出席委員は14名でございます。これは，当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので，会議の成立をご報告いたします。

また，本日の会議の傍聴者は17名でございます。

森本会長

記者の方などの写真撮影につきましては，議事に入る前まででお願いします。

只今，事務局より会議の成立について報告がありました。本日は，皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら，効率的に会議を進めたいと思いますので，ご協力お願いいたします。

森本会長

それでは、早速会議次第に従い会議を進めてまいりますが、まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、小堀志津子委員、小野口睦子委員の2名をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。本日の議題といたしましては、前回の審議会での継続審議案件となっております平出工業団地内に建設予定の民間の産業廃棄物処理施設に係わる案件で、議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」になります。

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森本議長

それでは、記者の方の写真撮影等はこれまでとなります。よろしく申し上げます。

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。

お手元の「傍聴要領」の記載内容をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

本日の議案は、平成22年11月29日開催の第48回都市計画審議会にて諮問いたしました議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」の継続審議をお願いするものであり

ます。

資料の説明をさせていただく前に前回審議会でご意見のありました現地視察のご報告をさせていただきます。

平成22年12月10日の午後に審議会委員2名に参加いただき、本案件施設の計画地内および周辺地域の視察を行いましたことを報告いたします。

なお、その他の委員の方は、現地を確認していることから不参加でありました。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

議案書につきましては、第48回審議会と同じものになりますので、前回の審議会において、書面での提出指示のありました追加資料についてご説明させていただきます。

まず、「国土交通省住宅局 建築基準法研究会 建築基準法質疑応答集」のうち第51条ただし書き関係を記したものについて、「資料1」をご覧ください。

卸売市場等の特殊建築物の位置についてであります。特殊建築物について、都市計画決定を行うものと同条ただし書き許可に係らしめるものとをどのように判断するべきかについて、特殊建築物は、都市計画上、枢要な位置を占めることおよび周辺の環境に与える影響が大きいことに鑑み、原則として、その位置が都市計画決定されているものでなければ建築できない。

ただし、例外的に次のような場合には、都市計画決定を行いがたいと判断されるので都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可すれば建築できると解されるとされております。

1. 周囲に及ぼす影響が比較的少ないと判断される場合。

すなわち市街化の傾向のない場所に建築される場合、比較的小規模である場合等であるが、規模についてはすでに政令で一定規模以下のものは対象外となっているので、その敷地の位置との関係で周囲の環境に与える影響を十分に考慮する

必要がある。

これら小規模で周囲への影響が比較的少ない施設や、市街化の傾向のない場所である場合は、都市計画決定を行いがたいとされるものです。

次に、2．暫定的なものである場合であります。これは、将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合であり、本案件のような民間活動により設置されようとする施設が該当するものであります。

次に、3．設置しようとする都市において既定都市計画がない場合、または都市計画の構想が確定していない場合であります。こちらは、土地利用や都市施設の方針や考え方をマスタープラン等で示していないなど、都市の将来方向を都市計画に定めていない都市における場合であります。

次に、4．その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合。このケースとしては、当該施設が緊急を要する場合等が考えられるが、その判断にあたっては関係部局と十分協議することが必要である。

こちらは主に、災害時などにおける汚物処理施設の設置などが該当するものと考えられます。

次に、5．民間住宅地における汚物処理場等でその施設の位置が当該都市の都市計画において他の諸施設との関連で都市計画決定すべき性質ではない場合であります。

こちらは、住宅団地等のごく限られた区域だけをサービスエリアとする場合等のように、その施設の位置を都市計画で決定することが不適当な場合であります。

続きまして、都市計画の観点からの判断考え方について、「資料2-1」をご覧ください。

まず、都市計画法における都市計画の定義について、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画とされております。

次に、「資料 2 - 2」都市計画運用指針をご覧ください。

廃棄物処理施設について記されたものであります。

廃棄物処理施設は，都市計画決定する場合，当然ではありませんが，その手続きのなかで，他の都市計画との計画調整や関係者間の合意形成が図られ，より円滑に整備することが可能となっているところであります。

県の廃棄物処理計画や都市計画区域マスタープランに位置づけられた施設など恒久的かつ広域的な処理を行うものは都市計画決定することが望ましいとされております。

2．廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項をご覧ください。

都市計画に定めようとする場合の都市計画の観点として留意することが望ましい項目になります。

(1) 基本的考え方として，処理区域の広がり，人口の分布，設置する施設の特性，及び関連する施設との連携を総合的に勘案することが望ましいとされており，(2) 配置については，各施設の配置は，市街地の広がり，廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで，なるべく集約して配置することが望ましい。

(3) 区域については，施設の敷地は，搬出入や緑化等に必要な土地に加え，増築，改築，移転に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。

そして，この度の建築基準法第 5 1 条ただし書きにおけるその敷地の位置の都市計画上の支障に係る観点となる(4) 位置についてであります。主な搬出入のための道路が整備されているか，整備されることが確実であることが望ましい。市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては，工業系の用途地域に設置することが望ましい。(自然) 災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。敷地の周囲は，緑地の保全又は整備を行い，修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。また，最終処

田辺幹事

分場は、必要に応じ緑地等を決定し、処分終了後に整備すること等により自然的環境の回復を図ることが望ましい。ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。

これら都市計画法の考え方を基に栃木県において、「栃木県都市計画審議会に付議する産業廃棄物処理施設の立地に係る栃木県の基本的な考え方」が定められており、同様の考え方が示されております。

産業廃棄物のあり方を示し、また、都市計画決定の権者である県の考え方に基づき、本市においても審査を行っているものであります。

続きまして、本市の都市計画マスタープランにおける宇都宮工業団地や周辺地域の位置づけを示すようご指示いただいたことについてであります。お手元のマスタープランの60ページをご覧ください。概要版では9ページになります。

地域別構想図の右手に宇都宮工業団地とその周辺地域を紫色で示しております。

宇都宮工業団地は産業・流通拠点として、良好な産業地としての生産環境の維持・強化を図る地域とし、既存の工場などのある地域と合わせて産業流通地と位置づけております。

以上のもののほか提出の指示のありました廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査結果、宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱の見直し内容、産業廃棄物処理の必要性につきましては、廃棄物対策課長から説明いたします。

釜井臨時幹事

はい。議長。

それでは、廃棄物処理法関連のご説明をいたします。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査結果についてであります。廃棄物処理法におきましては、

施設の許可基準といたしまして、(1) 施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること、(2) 施設の設置及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであること、(3) 申請者が施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること、(4) 申請者が施設の設置及び維持管理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること、(5) 申請者が欠格事項に該当しないことの以上であります。各項目に記載のある審査結果のとおり、本計画につきましては、廃棄物処理法の要件を満たしているものと判断したところであります。

次に、2. 宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱の一部見直しについてであります。要綱の見直しにつきましては、本年10月1日に施行したところであります。見直しの考え方につきましては、本市では、工業団地等に施設設置を計画する場合は、県と同様に、住民と事業者との間で、環境保全協定を締結することを求めておりませんでした。本市の一部の工業団地の周辺では住宅が密集している地域があり、工業団地等に施設設置を計画する場合、工業団地等においても、住民と事業者が相互理解を深めながら事業展開していくことが重要であることから要綱を見直したものであります。

(2) 見直しの内容につきましては、工業団地等に対象施設の設置等を計画する場合におきまして、関係地域が人口集中地区に該当する場合には、環境保全協定の締結を義務付けるものであり、対象施設関係地域と人口集中地区につきましては記載のとおりでございます。

最後に3. 産業廃棄物の処理についてであります。廃棄物の処理は廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は事業者の責務でそれぞれ処理することとされております。これらを踏まえまして、産業廃棄物の処理は、事業

釜井臨時幹事

者の経済活動として、行政区域を越えて広域的に行われるものであり、施設の設置に付きましても事業者が計画するものとなっております。

なお、県内の廃棄物の排出量や焼却量につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

田辺幹事

以上で議案第1号に係る追加資料の説明を終わります。

本案件は、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点と位置づけた工業団地に計画されているものであり、また、周辺環境への影響や周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設への適正な配慮など、廃棄物処理法の厳正な審査を経たものであることを踏まえ、総合的にみて、その位置について都市計画上の支障はないものと判断し、当審議会に付議したものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いいたします。

一木委員

実は私、今日の14時10分から裁判所から期日指定されているところに本審議会の開催通知を受けましたので、途中で退席せざるを得ないために、私の意見を予め文書にしたためて持ってまいりましたので、これを各委員の方々に配布していただくことを許可いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

そのうえで1点だけ、都市計画課長の説明について質問したいと思います。

資料1の建築基準法質疑応答集の説明について、例外規定の2つ目の暫定的である場合の説明にあたって、本件民間施設のような暫定的である場合と説明したと思います。しかし、

前回の審議会で明らかであるとおりに、民間施設であるから暫定的であるかどうかはまさに問題になっているわけです。

したがって、ここでいう暫定的なものはイコール民間施設であるかどうか、これに関する資料が当然今日は準備されるものと思っていましたけれども、配布されたものを見る限り、それはなく、口頭で暫定的なもの、つまり民間施設のようなものと言われてしまうと、前回の審議会のレベルに戻ってしまいますので、先ほどの説明はいかがなものかと思います。

ちなみに、この説明のもう1つの資料として、昭和35年の通達がありますが、これの2の(2)が該当するものと思いますので読み上げます。

将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合という文章になっております。

したがって、この文章にも民間という文字は入っておりません。

それでおっしゃるように、民間施設が暫定的なものであるとすれば、当然この説明に民間が一般的に、一般的にというのは云わば全てという意味で、暫定的なものとすれば当然、この説明のなかに記載されるものと私は思うわけです。

ところが敢えて民間という文字が入っていないということは、この暫定的であるという意味には、民間か公営かというかたちで区別されるのではなくて、まさに通常暫定という意味は、辞書を調べれば時間的な意味であって、一時的か永続的か、将来廃止が予定されているかいないか、そういう時間的な感覚が暫定的という言葉の元々の意味するものと私は理解しますので、公営か民間かという区分けではなくて、永続的か一時的かということこそが、暫定か暫定でないかを分ける基準になるものと私は理解するわけです。

それがたぶん日本語としての自然な解釈だと思いますので、そうでないのであれば、特別そうではない理由がしっかり示されなければいけないと私はと思いますがいかがでしょう

か。

田辺幹事

はい。議長

只今のご質問ですが、この昭和35年の計画・住宅局長通達(2)の将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合とありますが、ここでは暫定的なものの上に将来の情勢の推移によって移転すること等が予想されるとなっております。

これをもって恒久的かどうか、時間的なものがどうかであるかをもって暫定的の解釈をしておりますので、公共の施設であっても、時間が限られているものは暫定的と扱っている事例はあります。

ここでいう将来の情勢の推移によって移転すること等が予想されるということの解釈として、民間事業は、先ほどの産業廃棄物処理計画そのものが、民間に委ねられておりますので、社会情勢が変われば、その取扱も変化することが予想されるという判断のもとで、民間のものは恒久的なものと解釈せず、暫定的なものと判断し取り扱っているものであります。

一木委員

意見書にも書きましたが、民間というものは通常は営利活動、利潤を目的とする営利活動として行われるものということとは理解しています。したがって利潤が上がらなければ、当然、いずれは廃業等となるだろうと思います。

しかし、利潤が上がれば、その営業は廃止されずに、云わば永続的に続くものだろうということが、経済活動の自然な捉え方であると思えます。

そのような性質をもっている民間活動について、利潤に係ることを一切無視して、全て一くくりにして、将来廃止されることが予想されるとしてしまうのは、私は無理があると思えます。

田辺幹事

はい。議長。

その件について補足いたします。民間企業イコール暫定的ではないというご意見であります。民間企業であっても、最近では指定管理者のように民間企業が公共のものを運営する場合も想定されるところですので、正確に言えば、時間的にも公共的に持続性のあるものは都市計画決定すべきであろうと考えております。また、公共施設であっても、時間的使命が限られているものについては、都市計画決定するものではなく、暫定的なものとして扱うものと考えております。

そのうえで、相当数の民間施設につきましては、この条項に該当するものという説明であります。

また、都市計画決定することが適当ではないという部分がございますが、都市計画は土地利用を決定した場合、収用の対象になるような強力な決定となりますので、都市計画決定というものは極めて高い公共性や持続性が求められるものを定めると考えております。

したがって、この(2)暫定的なものである場合というものは、都市計画決定に馴染まないものでありますので、ただし書きで対応しているものであります。

森本議長

一木委員の意見書を配布していただけますか。

一木委員

申し訳ございませんが、退席させていただきます。できれば読み上げていただければありがたいと思います。裁判が終わり次第戻ってきます。

森本議長

一木委員の意見を綴ったものが配られましたが、こちらは委員の意見として踏まえ審議を続けたいと思います。

その他にご意見ございませんか。

青木委員

一木委員の意見書の最初のところに建築基準法第51条ク

青木委員

リアできるか否かを審議することにある。今回の施設が法的基準をクリアしたとの前提に立った意見もあったが、これは明らかに誤りである。この前提が維持されたまま決定がなされるのであれば、法的瑕疵が存在することになりかねるとなっています。一木委員本人がいないとわからないところですが、法の専門化がおっしゃるのですから、本当にそうなのかどうか、本人が戻られてから確認する必要があると思います。

森本議長

私も一木委員の意見書は今初めて見ております。この意見書を見る限りでは、都市計画の審議をする前に、建築基準法第51条の規定に該当しているかどうかという1点が疑問であるため、都市計画の審議に入れないというご意見と受け取れます。

そのような法的解釈もあるということかもしれませんが、私も法律家ではありませんので、法の解釈については明確にお答えできませんが、このことについては、事務局は法に則り付議してきているわけでありますので、異なる解釈もあるということと受け止めます。

委員の皆様をお願いしたいことは、我々は法律家ではございませんので、それぞれ専門のお立場から見たときに今回の案件がどうであるかということで議論していただきたいと思えます。

青木委員

改めて言うことでもないのですが、宇都宮市の都市計画審議会は、5年、10年先の宇都宮の将来像を思い描いて、現在なすべきことを話し合う場だと私は思っております。

例えて言うならば、この審議会に2本の足があるとすると右足が法律で、左足が宇都宮に対する市民意識、郷土愛というべきものだと私は思っております。

そのうえでセルクリーンセンターを考えるときに、先ほどの一木委員の意見は置いておくとして、私は、当該地は工業

専用地域だから法的には合っているものと考えておりましたが、法の運用という点から考えると少し疑問を感じております。宇都宮市の現在の用途地域の指定が昭和45年で、40年くらい前のことで、その後劇的に変わってきていて、周辺には住宅や商業施設が立地している。40年前は、おそらくこの変化を予想していなかったと考えます。

今この地域を見直すとしたとき、あの地域は工業専用地域にはならないと考えます。

法があって市民がいるのではなく、市民があつての法律だと思ひますので、現状を無視して、法的にクリアしているというだけで判断が下されることがないようにお願いしたいと思ひます。

もう1つは、市民意識、郷土意識についてですが、私はこの東部地域は、これからますます宇都宮を引っ張っていく、商業、経済、文化すべての分野において、ますます発展していく地域だと思ひます。

そのなかに、1日120トンを超す産業廃棄物処理施設の焼却炉ができる。焼却炉メーカーに問い合わせたところ、民間施設としては規模が大きいものだとのことでした。

高さが35mの約11階建てに相当する煙突が立ち、1日20台を超すトラックが県内だけではなく県外からも入ってきてまちのなかを走り回っている姿は、私は5年先10年先を思い描いても思い浮かびません。

はっきり申し上げて、私はこの案件に賛同できません。

ここにある都市計画マスタープランは、昨年まで審議会で議論してきて、来年度には公表になると聞いておりますが、市民意識として郷土愛に根ざした審議会でなければ、いくら審議会で提案したものだとしても市民の支持は得られないと思ひます。

このセルクリーンセンターの問題は、この審議会のまさに試金石として試されているのではないかという気がして仕方

ないのです。

森本議長

ありがとうございます。

ちなみにこのマスタープランは、今年の4月に公表となっております。

他にいかがでしょうか。

小堀委員

この事業計画は、2005年7月に提出されたものだという事です。また、この地域は、その後の5年の間に私たちの予測をはるかに超えるほど住宅が増えてきています。地域住民としてのお気持ちはわかりますが、これまでに、本件に関し、大気や騒音に対する専門家が勤める専門委員会で審議がなされており、既にこの地域での設置は廃棄物処理法上、問題がないと結論を出しております。従って、この審議会では、都市計画上、法令的に基準がクリアされているということになれば、認めざるを得ないのではないかと思います。一方、廃棄物処理施設設置に関する手続きの見直しが行われ、2010年10月から関係地域と事業者間での環境保全協定の締結が義務付けられました。しかし、先ほど申し上げたようにこれより先に提出された事業計画にこれを適用し、ノーと言えるのか。また、その場合に、事業者が納得できる回答が示せるのかどうか大変疑問に思っております。

森委員

工業専用地域の話ですが、工場の利便を増進するために定めた地域であり、工業団地に行けばわかるように住宅や店舗の混在を排除して、工場の利用に純化するかたちになっていて、工場の活動に支障のあるものは排除されている。

そのような制限のもと、工業団地として運営してきて、現在も何千億という工業出荷高の生産が行われてきている状況にありますので、工業専用地域であるというそのものについては、きちんと担保されていると思います。

森委員

しかし、周辺地域は、工業団地が造成された当時と比べて、激しく住宅地化しているという状況があるという部分での兼ね合いについての問題であろうと思います。

ですから、あくまでも工業系のものが工業専用地域に立地するということについてはやむを得ないものと私は判断します。

それから、廃棄物処理施設の規模の話がありましたので、お聞きしたいのですが、廃棄物进行处理するにあたって、有害物質を除去することやメンテナンスなど総合的にみたときに、どの程度の規模の施設が一般的なものなのかを教えてください。

森本議長

事務局のほうから答えていただけますか。

釜井臨時幹事

はい。

一般廃棄物処理施設であれば市内に3つありますので、それらのことはすぐにお答えできるのですが、産業廃棄物処理施設となると宇都宮市にはないので、規模を簡単に言えないところですが、鹿沼市には189トンの施設がございますし、真岡市には110トンと140トンの施設がございますので、それらと同等またはそれ以下というところです。

ちなみにクリーンパーク茂原は390トンで、南清掃工場は280トンです。

森本議長

よろしいでしょうか。

青木委員

私が一番疑問に思うのは、40年前に定められた用途地域をもって、周辺がこれだけ変わっているのに、工業専用地域だからこの中に建てることはクリアしているということです。法律は永久に変わらないものではないと思うのです。やはり周辺の事情が変わればそれに合わせて変わる法律もある

青木委員

し、変わらない法律もある。

私はこの用途地域の指定は変わっていくべきものと考えています。それを抜きにして、今回の施設が法的にクリアしているからOKというのであるならば、その法の運用ということに対して考え直していただきたいと思います。

小堀委員

この審議会は、計画地への建設が都市計画上、支障があるのか無いのかを審議する場であって、情緒的に流れてしまうことはいけないと思います。

しかし、これまでの情勢、成り行き等を鑑みますと、難しい問題が多々あるようです。従って、法律をひっくり返してまでノーと言えないのであれば、ここで結論を出すのではなく市議会のほうでご検討いただくことはできないでしょうか。ご検討いただければと思うのですが。

浅川委員

私のほうからお答えします。

皆様のおっしゃられていることは、私も理解はしておりますし、地域住民の皆様の感情も理解しております。

しかし、先ほどもありましたとおり、工業団地としてどうだということと、この施設がこの位置で支障があるかどうかということについては別のことであると思います。

前日も申し上げましたのは、法に則り審査されてきたものであるということは踏まえて審議すべきであろうと思っております。

そうでないと過去に遡ったり、将来についての考えを整理しなければならなかったりする。それらも当然重要なことではありますが、あくまでもこの施設のことについて考えていかないと収拾がつかなくなってしまうと思います。

そうできないのであれば、反対なら反対、支障ないなら支障ないと決をとっていかないと、堂々巡りになってしまうと思いますし、結論を出さなければならぬのであれば、こ

こで結論を出すべきものと考えております。

小野口委員

反対なら反対ということがありましたが、仮にこの審議会で反対となった場合どうなるのでしょうか。

森本議長

冒頭に都市計画課長から話がありましたが、市の都市計画審議会で賛成、反対ということが意見として出ますが、それで最終決断ではありません。

市の意見が出た後、最終的には県の都市計画審議会で結論が出るものであります。

その前に宇都宮の都市計画としての適正を審議していただくという立場になるものと思います。

そのあたりのことについて、都市計画課長から説明していただけますか。

田辺幹事

はい。議長。

只今のお話について、法的にクリアしているというお話について前回にもご説明さしあげましたが、これにつきましては、これまでに廃棄物処理法に基づく審査を行ってきたものであり、そのことについてはクリアしているということで、委員はご発言されたものと事務局は理解しておりました。

廃棄物処理法と建築基準法第51条のただし書きの許可というものは、それぞれ独立しているものですが、そのなかで整合を図りながら、同時に許可をするものということが枠組みとしてございます。

本来は、同時並行で審査することも可能ではありますが、本案件につきましては、規模の大きいことから、廃棄物処理における安全性や周辺環境への影響など、施設そのものことについて、先に審査を行ってきたということでありまして、そのなかでは、関係部局である都市計画課において、都市計画上支障ないものとの判断を持っておりまして、廃棄物処

田辺幹事

理における専門委員の審査を終えたうえで、建築基準法第51条ただし書きの手続きということで、この度付議しているものであります。

前回、一木委員から、これまでにどのような調整が事前協議として行われてきたのかと言うお話がありましたが、廃棄物処理法の審査の中でも、都市計画上の観点について審査しておりましたが、実際には廃棄物処理法の審査を終えた後、具体的に審議するため今回付議したものであります。

つきましては、51条の審議の本質につきましては、現在の都市計画に支障があるかないかというところの審議になるものであります。それらは、土地利用上、都市施設上、また、環境上ということになりますが、環境につきましては、本案件は廃棄物処理法のなかで審査が終わっている案件ということでありまして。

先ほどお話のありました当審議会の意見の取扱いについてであります。建築基準法上は、産業廃棄物処理施設は県決定のものであることから、法的には栃木県の都市計画審議会の議を経たうえでなければ許可できないものであります。前回は申し上げたとおり、本市にも都市計画審議会がありますので、その意見も聞くべきであろうという考えのもとに付議しているものであります。

都市計画上支障ないという判断は、まだ事務局における判断でありますので、その判断について審議していただき、それを受けて、県の都市計画審議会に付議するという手順になります。

小林委員

私のほうからは、議員としての立場もあるなかでお話させていただきますが、この案件については、1年半以上前から注意して見てきたというところで、環境の部分については基準をクリアしてきているということや、いろいろと事務局からの説明がありましたが、支障ないと判断されるものについ

小林委員

ては、認めざるを得ないということがわたくしどもの考えであります。

今回の平出工業団地については、工業専用地域ということで指定され、これまでも宇都宮市を支えてきた工業団地であり、さらには、現在においてもここで事業を行っている方々がいるということも現実であります。

用途地域の指定につきましては、前回もありましたが、現時点で変更するということはないと事務局から明確な回答もあったということも勘案しますと、現段階でわたくしどもが判断するにあたっては、支障ないということである以上は、認めざるを得ないというところがございます。

ただ、周辺環境が変わってきていることなどについては、市においても十分に感じているわけで、それが、今日も示されましたが、指導要綱の見直しにつながっているということが一方であるということであれば、認めざるを得ないけれども、また、遡って指導要綱を適用することもできないところだけれども、指導要綱に定められるような内容については、努力していただくといった考え方もあるのではないかと思います。

前回、一木委員は指導要綱は効力がないということをおっしゃられましたが、指導要綱につきましては、わたくしども議会といたしましても、この状況の打破というわけではないのですが、周辺の状況が変わっているということも十分に汲み取り、指導要綱を見直してはどうかと提案させていただいたところでもありますので、そのあたりのことも汲み取っていただければという方向で進めていただければ良いのではないかと私どもは考えております。

青木委員

今の小林委員のお話を伺っていて、この審議会に付議されるまでにいろいろなところで審査されてきて、いろいろな観点から見ても支障ないということですが、それは今の判断で

青木委員

あって、私が申し上げているのは、都市計画審議会と言うのは将来の宇都宮像を描くところではないでしょうかということです。

5年先、10年先になったときに、胸を張って私たち審議会委員が許可したんだよと自信をもって言えるだけの判断でなければいけないと思います。申し訳ありませんが、私はこの件については胸を張って言えません。この件は、現在の基準を全てクリアしていたとしても、私は絶対にこの地域に相応しくないと思います。

これは今の判断ではないかも知れません。5年先、10年先の判断をするためにこの審議会は存在するのだと私は思うのです。ですから、今回の案件は、この審議会の試金石だと思っています。そうでなければ何のためにこの審議会は存在しているのか、そうでなければ要らないということ为先ほどから申し上げているわけです。

森本議長

他にいかがでしょうか。一通りご意見出ましたでしょうか。

小林委員

補足させていただきますと、決定については、先ほど事務局から説明のありましたとおり、県の都市計画審議会であるというところがあります。

そのようななかで、これは駄目だという意見で県の審議会に付議した場合のことを想定しますと、県のほうでは審査のしようがないというわけではないのですが、どうして宇都宮市は反対しているのかということになってしまうでしょうし、県の都市計画審議会の判断も支障なしという事務局の判断と同じ判断になってくるとおられます。

事務局がしっかり説明しているところでありながら、どうして反対ということになるのかを問われることも懸念されます。上位の審議会がどのように考えるのかを我々は気にする必要はないところではありますが、筋が通っているものは筋

を通す必要もあると考えるところであります。

浅川委員

私もこれまで議論されていることを十分把握したうえで申しているのですが、何について議論すべきなのかきちんと整理して結論を出さなければならないのではないのでしょうか。

そうでないなかで継続審議ということにしても堂々巡りになるだけだと思います。

小林委員からあった県の審議会に説明がつかないということも考えないところではないのですが、それよりも市の審議会としての結論をきちんとしたかたちで出すべきであると思います。

先ほど都市計画課長からあったように、これからの宇都宮を考えることも必要であります。この件については現在の視点で考える必要があるものであり、宇都宮像を描く議論とは別の話であると思います。そうでないと今までに立地している工場等はどうなるのでしょうか。

青木委員がおっしゃられるように平出工業団地のこれからの考える必要はありますが、それはこの件とは分けて考え結論を出すべきではないのでしょうか。

先ほども話が出ておりましたが、廃棄物処理法の審査結果を覆して安全ではないから駄目ということとは言えないと思います。

植松委員

私はこの審議会のあり方としては、地域に根ざした審議会だと思えます。県の審議会は、対極的にみて、宇都宮以外の小山や佐野などをみるわけですから、市の審議会は、ここで慎重審議をしていくべきものではないかと私は思いますが、この時点において慎重審議をして、跡に悔いが残らないように10年20年先の話は、当然考えるべきだと私は思えます。そうでなければ審議会の意義をもう1度考え直さなければならなくなりますから、慎重審議をするべきだと思って

おります。

森本議長

その他に、まだご発言ない委員の方でご意見などございませんでしょうか。

小堀委員

地域住民の方の反対というのは、施設から排出されるものの環境への影響が不安であるということだと思います。

しかしながら、大気や騒音等の専門家が、廃棄物処理における問題はないという結論が出されたということですので、この場では環境問題について議論するものではないのだと思います。

もちろん、青木委員がおっしゃられるように宇都宮の将来を考えることは当然であります。これまでの審査結果をひっくり返してまで駄目と言えるのかどうかということが問題なのだと思います。事業者の方は、2005年7月に申請してから、5年が経過しているところもあり、法令をひっくり返してまで、この審議会で駄目と言えるのかどうか。

森本議長

事務局で、他都市の類似案件を把握していればお知らせいただけますか。

今のご意見のように、審議会において反対の意を表したような事例があれば、議論の参考になるのではないかと思いますので。なければ結構ですが。

田辺幹事

はい。議長。

具体的な事例ということではないのですが、ご意見にありましたように様々な事業は法に基づいて運営されているところでありますので、法の下での平等という観点があると思いますので、法に基づき許可し、例えば、その施設が法に違反していることが発生した場合、許可の処分を行った処分庁に対して、行政訴訟が起きることが考えられると思います。

田辺幹事

その場合には，司法の場で，許可が正しい判断であったのかどうか問われ，その時点での法に照らして正しかったのかどうかということが審査されるものと考えられます。

本審議会と処分庁の役割の違いについて，許可という処分を行うのは，特定行政庁と廃棄物処理法における許可権者になりますので，訴訟対象もその許可権者になると思います。

本審議会は，事務局が建築基準法における都市計画上の支障がないという判断に対して，どうであるかご意見をいただくこととなりますので，それ以外のことについて，本審議会の法的な枠組みには入っていないものと思います。

森本議長

他にいかがでしょうか。大体議論を尽くされたでしょうか。

森委員

都市計画マスタープランの43ページにその他の都市施設の整備方針というものがあります。

これらの方針は，都市計画審議会で議論する際の考慮すべきことになると思います。

この方針では，廃棄物の中間処理施設等の立地にあたっては，地域環境への影響や周辺土地利用に配慮し，適正な誘導に努めるとされています。

ここにあるように都市計画で適正に誘導できるのかどうかという問題なのだと思います。要するに，地域環境への影響というところは，廃棄物処理法に基づき審査され，都市計画的には，周辺の道路などの基盤状況などを審査するという事で，それらを総合的に判断したものを都市計画審議会で審議するという事だと考えます。

森本議長

他にいかがでしょうか。

極めて難しい判断をしなければならない状況にあります。

冒頭の一木委員の意見で，建築基準法第51条の解釈の問題から，我々都市計画審議会は宇都宮の将来がどうあるべき

森本議長

かということをきちんと議論すべきだという考え、また、現行法に則り手続きされ、問題なしとされたものの取扱についての難しさということがご意見として出されたと思います。

この状況において、正否をはっきり分けることは難しいと考えております。

私としましては、通常ですと事務局の原案に対して意義があるかどうかを判断するところですが、皆さんのお話を聞いている限り、どちらにもある程度正当性がみられるのではないかと考えておりますので、異議なし、異議ありに加え、異議はないが、審議した意見を付帯意見として付して、県の都市計画審議会に付議するというやり方もあるのではないかと考えておりますので、3つの選択肢によって結論を出すようにしていきたいと思いますがどうでしょうか。

委員一同

異議なし。

森本議長

それではそのように進めさせていただきます。

そうしましたら、もし、付帯意見となった場合の案を事務局で例示できますか。現時点で出なければ結構ですが。

田辺幹事

はい。議長。

委員の方々のご意見からは、議長がおっしゃられたように、両極のご意見でありますので、間をとるような付帯意見というものは難しいものと思いますが、指導要綱にあります環境保全協定などを目指すようなことであれば、今後の対応ということで、付帯意見となることはあると考えます。

森本議長

わかりました。

全ての意見を付帯すると何を言っているのかわからなくなりますので、より具体的なかたちで意見とするということで

森本議長

まとめられればと思います。

今の話に環境保全協定とありましたが、廃棄物処理に関する指導要綱に基づくものは、法的に遡って適用することは難しいので、それと同等のものを審議会としては求めているということになるものと考えます。これはあくまで3択で採決する場合の例でありますので、ここで改めて、これからの審議の進め方を決めたいと思います。

ここで採決するか、または、3つの選択肢のうちの付帯意見の内容を議論するということになりましたが、どうでしょうか。

浅川委員

できましたら、これまで議論してきておりますので、ここで判断していければと思います。

小林委員

私の意見のなかで付帯意見という発言をさせていただきましたが、これまで事務局の審査をみてきたなかで、さまざまな議論がなされ、法的にもクリアしてきている。しかし、施設への不安が大きく反対運動が展開されていると承知しているところであります。

それらのことを勘案しますと、指導要綱は平成22年10月1日付けの見直しとなっておりますが、環境保全ということについては、事業者の努力と地域の方々の歩み寄りというものがあれば、事業を行うにあたっても有効なものになると思いますので、環境保全協定を結ぶよう努力していただけないかという内容は付帯意見とできるのではないかと考えております。

浅川委員

そのことについては、先ほど議長がおっしゃられたように、遡って指導要綱を適用することはできないけれども、同様のことができるのであれば望ましいと私も考えます。

高橋委員

私も地域住民の感情を十分理解しておりますが、小林委員のご意見のように、私も環境保全協定を今の段階で結ぶことができれば有効ではないかと思えます。

小堀委員

私も同意見です。

認めざるを得ないなかであっても、地域の方々が不安に思われている。後になって何か起きるのが環境問題でもありますので、適正に営業を行うにしても、問題が起きた際には迅速に対応することなどの付帯意見を付けるべきと思えます。

安藤委員

私も積極的に賛成できないのですが、これまでに安全性などについて審査され、改善もされてきているものについて反対もできないということであれば、今問題になっている安全性などへ不安が、保全協定によって良い方向に向かうのであれば、それを付帯したかたちで支障なしとすることがよいのではないかと考えております。

青木委員

今後、環境保全協定を結んでいくとしても、このような施設は、1度建ってしまえば、取り壊すことはできませんし、私の頭の中では、いつ稼動するのか知りませんが、2年先、3年先にこの施設があることを思い浮かべると、とんでもないものを作らせてしまったなど、もし建ったとしたら、そう思ってしまうのです。

これまで5年間議論されてきたかもしれませんが、そういった視点では議論されてなかったのではないのでしょうか。

ただ法律でOKだからOKだから、今の環境基準でOKだからということであって、本気になって5年先の宇都宮を考えていたのかどうか、10年先を考えたのかという観点が1番欠如していたのではないかと考えて仕方ないです。

ですから、先ほどからしつこい位に郷土愛や市民意識を申し上げているのです。

青木委員

それを抜きにして，都市計画審議会なんて成り立たないと思います。将来の宇都宮を考える会なのですから，今の基準で判断されるべきではないと私は考えております。

森本議長

はい。今のようなご意見もございます。

先ほども申し上げましたが，青木委員のご意見のように将来のことも必要であり，現在の視点と将来の視点は車の両輪であると思っております。

希望論だけで突っ走ってはとんでもないことになります。また，我々は法治国家におりますので，法に則っていかなければならないことも事実であります。

その2つの車輪のバランスをきちんと考えなければならぬのが都市計画審議会であると認識しております。

そのようなことから，先ほど試金石というお話がありましたが，非常に難しい決断を迫られていることも事実でありますので，通常1回で終わらせるところを継続審議としているわけでもあります。

青木委員のお気持ちは，ここにいる全ての皆さんの心の中にあるものと理解しております。

しかしながら，結論を出さなければならぬことも事実であります。皆さんの意見が一致するのであれば採決というかたちをとらずにいけるのですが，意見が分かれているのであれば，多数決による採決をとらざるを得ないことになります。

植松委員

先ほど，弁護士の方が帰られましたが，時間があればまた戻ってくるとおっしゃっていただきましたので，採決の場にいられるように待ってはどうかと思っております。

森本議長

それはごもつともですが，いつ戻られるかわからないなかですっと待ち続けるわけにはいかないと思っております。

一木委員の意見については，皆さんのお手元に配られてお

森本議長

りますので、それに基づく意見として扱うということかと思いますが、後半の審議内容は聞いておりませんので、お聞きになられて意見が変わったという可能性もあります。

しかしながら、書面を意見として残されていきましたので、その内容に基づいて、しかるべき選択肢に1票としたいと思います。

皆さんよろしいでしょうか。

田辺幹事

はい。議長。

採決の決まりについて、ご説明させていただきます。

宇都宮市都市計画審議会条例第6条に召集及び議事の項があり、審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによるという規定がございますので、まずこれを前提に、一木委員の意見が書面によるものとなっておりますので、条例の内容をご確認いただいたうえで取扱を判断していただければと思います。

森本議長

そうしますと書面で提出された意見を含めてよいのでしょうか。それとも有効ではないということでしょうか。

田辺幹事

条例では、出席した委員及び議事に関する臨時委員となっておりますので、出席している委員のなかで採決するということになります。

森本議長

それは現時点での出席でしょうか。開会時点での出席し、一時退席した場合も含むのでしょうか。

田辺幹事

条例を認識されたうえで判断していただければよいものと思います。

森本議長

審議会として決めればよいということですね。

途中退席であっても，おそらく議事録上は出席というかたちになると思いますので，出席として扱ってよろしいでしょうか。

浅川委員

一般的には認められないとは思いますが，審議会としてどうするか決めればよいのではないですか。

森本議長

議会では認めていないですか。

浅川委員

議会では認められないですね。

森本議長

そのようなご意見もあります。どういたしましょうか。

青木委員

前回から，一番熱心に意見をおっしゃられている方ですので，私としては出席の扱いにしてあげたいと思います。

森本議長

慣例上は異例のかたちになってしまいますが，ご異論なければ出席の扱いとさせていただきますが，よろしいでしょうか。

青木委員

一木委員の意見書の最後に，51条ただし書きに該当するから許可するというのであれば反対します。それ以外の理由によるのであれば，その議論をしていませんから，審議会の続行を求めますと記されておりますので，一木委員の考えははっきりしているといえるのではないのでしょうか。

ですから，いきなり帰ってしまったのではなく，やむを得ない事情があるので，書面で残されていったので，出席を認めるべきだと私は思います。

委員一同

議長一任でお願いします。

森本議長

それでは、異例のかたちとなりますが、この意見書をもって1票と扱わせていただきます。

採決方法につきましては、いろいろやり方はあると思いますが、できるだけ公平性を保てるように、無記名で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森本議長

選択肢ですが、まず、第1案が事務局原案に異存なし、第2案が異議あり、第3案が付帯意見つき異存なしとし、その内容としては、地域住民の理解を得られるよう引き続き努力しつつ、環境への影響に十分留意して周辺地域と連携をとっていくなど、表現については後で精査するかたちとします。

以上の3案と考えますが、その他に案がございましたらお願いします。どうでしょうか。

植松委員

継続はないのですか。

森本議長

継続審議ですか。

今回は、結論を出すにあたり十分な情報が得られていないということで継続としましたが、今回についてはそうではなく、結論を出さなければならない状況ではないかと思いますが、皆さんが継続すべき状況と判断されるのであれば無理強いするものではないと思いますが。

小林委員

継続は意味がないのでは。

田嶋書記

議長。

一木委員が戻られましたので、参加していただいてよろしいでしょうか。

森本議長

はい。どうぞ。

森本議長

少しお時間をいただいて、一木委員これまでの審議の経緯をお伝えしたいと思いますので、10分ほど休憩としたいと思います。

事務局

それでは10分間の休憩とさせていただきます。

森本議長

それでは、第49回都市計画審議会を再開いたします。
まず、採決の前に戻られた一木委員にご意見伺いたいと思います。

一木委員

途中で中座して申し訳ございませんでした。

議長と事務局から説明を受けましたので、それを踏まえて、最後に意見を述べさせていただきたいと思います。

お聞きするところによれば、いわゆる賛否両論のようで、賛成するご意見は、行政の手続きを踏んできたのにいまさら反対することは難しいのではないかと、概ねそのような意見であったと伺いました。

一方反対のご意見は、ここに施設を作ってしまうと、本当に宇都宮の将来にとって良いことなのかどうかということであったとお聞きしました。

そこで私のご意見を申し上げます。

この意見書にも書きました行政のルール、行政の手続きとは一体何かということをお聞きしたいと、我々はもう一度考えなければならぬというように思うわけであります。

廃棄物処理法上のチェックも行政の手続きであります。どの用途地域に建設することが良いのか、工業専用地域に建設することは法的に可能なことであるということもルールであります。

しかしながら、今我々が問題にしている建築基準法の51条に該当するかしないかということも、これもまた行政の重要なルールであって、今我々が問題にしているのは、行政のルールから外れたことを問題にしているわけではないわけで、全てのルールをクリアしてはじめて、行政のルールをクリアしたといえるのであって、今我々がこの案件をノーと言ったからといって行政のルールに反したことをしているわけではない。このことを我々は理解しないと、この都市計画審議会というものは、都市計画法に基づいて必要不可欠な機関として設置されているのであって、我々は任意の団体ではない。50万人の市民の付託を受け、将来の宇都宮の姿に責任を持つ者として選ばれてこの場に来ていることを委員の最低限の自覚として持たなければならないのではないかと、ここでノーと言ったら、行政のルールに反していることをしているんだという認識のもとで審議会の望むことは、私は正しくないというふうに思うわけであります。

2つ目は、前回の最初の段階で聞いたこともそうですが、通常この種の施設を作るにあたって、事前協議が行われることが一般であって、事前協議を終えて申請された時点では、ほとんど完成しているということが多いので、いまさらノーと言えるのかということをお聞きしました。その時の事務局の説明は、ノーならノーで結構ですということでしたので、我々はそのことを改めて確認する必要があります。

問題は、建築基準法第51条では何が書かれているのかということ、ここでは、原則として、都市計画で決めなさい。なぜなら、ごみ焼却場というものは都市計画に非常に影響のあるものだからです。個別個別には決めてはいけない。全体の都市計画のなかでどのような影響があるかを議論して慎重に、将来的に長期的にみて決めなさいということが、法律には書いてあるのです。ただ、それ一本だと使い勝手の悪い法律になりますので、例外を設けているのです。そのなかの1

一木委員

つが暫定的，つまり一時的，仮定的なものは都市計画で決めなくてもいいでしょうとなっています。

ところが，現在問題になっている施設は，たしかに民間ですけれども，何年間行うなどの条件が付いているのではなく，通常の申請方法で申請されています。

したがって，私の理解によれば，利潤のあがる通常の運営がなされるのであれば，民間であっても半永久的にこの施設は営業されるでしょうと考えるのが常識的な考え方だと私は思います。民間だからといって，儲かっているのに途中で止めるといふことは，私は考えられない。

そうであれば，今回の施設が特段限られた施設ではない以上，暫定的だとすることは私には理解できない。暫定的でなければ，建築基準法第51条の例外に該当しない。つまり該当しなければ都市計画で決めなければならないという原則に戻るわけですから，私はこの施設に対してこの審議会がゴーサインを出してしまうと，建築基準法第51条の趣旨に反してしまうのではないかということをおそれるわけでありませう。

たぶん，多くの方々が長期間反対されているということは新聞報道でも明らかであり，また，場合によれば訴訟ということも想定されます。そういったときに我々のこの審議会で何が議論されたのか，どういう手続きがされたのかということが明らかにされてきます。その際に，我々は，50万人の市民に責任を持てるような審議をした，採決であったということを示しておきたいと思うということが，私の最後の意見です。以上です。

森本議長

それでは，もう1度採決について確認させていただきます。採決は無記名投票で行います。投票については3案で，第1案が原案どおり異存なし，第2案が支障あり，第3案が付帯意見つき支障なしということになり，付帯意見の内容につ

森本議長

きましては、地域住民の方々の理解が得られるように、引き続き、事業者と住民、行政で努力していただくというようなものにしたいと思っております。

先ほど、意見のなかで環境保全協定という話もありましたが、その内容については議論しておりませんので、その名称ではなく、抽象的になるかもしれませんが、同様の内容とできるように我々の意見として付すということを第3案といたします。

3案の採決のとり方ですが、どれか1つが過半数を超えた時点で決定といたします。ただし、3案ありますので、それぞれが過半数を超えなかった場合は、上位の2案で再度採決を行います。よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森本議長

それでは、採決の用紙を配布してください。

松野書記

それでは、白紙の用紙を配らせていただきます。

議長から説明のありましたとおり、3つのうちどれかを無記名で書いていただき、回収させていただきます。

森本議長

用紙には1, 2, 3を記載されるか、異存なし、支障あり、付帯意見つき支障なしと記載されても構いませんが、それ以外のこと記載されたものは無効といたします

森本議長

皆さん記載されたようですので、回収をお願いします。

松野書記

はい。

それでは回収させていただきます。

議長と職務代理者に票の確認をお願いいたします。

森本議長

開票結果を発表します。

1の異存なしは2票，2の異議ありが5票，3の付帯意見つき支障なしが6票です。

各案が過半数を超えておりませんので，第2案と第3案で再度行います。

それではもう1度用紙の配布をお願いします。

松野書記

はい。

森本議長

次は，第1案はございませんので，第2案の異議ありか第3案の付帯意見つき支障なしでお答えください。

それでは，また回収をお願いします。

松野書記

はい。

森本議長

結果が出ましたので発表いたします。

異議ありが5票，付帯意見つき支障なしが8票ということで，本案件は採決の結果，付帯意見つきで答申することといたします。ご協力ありがとうございました。

つきましては，付帯意見の文言は，本日の審議内容を十分踏まえて事務局が原案を作成し，会長一任で私がチェックしたものを皆さんにお送りするかたちとするか，どうしますか。

事務局

はい。

会長一任でお願いします。

森本議長

私に一任でよろしいでしょうか。事務局が原案を作成し，会長一任で確認させていただき答申するということですが，職務代理者の浅川委員にもご確認いただくというかたちとさ

森本議長

せていただきます。

長時間にわたる審議，また，非常に難しい決断でありました。ありがとうございました。

議事は以上となります。

続きまして，その他について事務局から何かありますか。

松野書記

はい。議長。

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

次回の都市計画審議会の予定をお知らせさせていただきます。次回の開催は，平成23年2月14日（月）午前10時から14A会議室での開催を予定しております。

内容につきましては，上河内都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（県決定）の意見照会他となります。

よろしく願いいたします。

森本議長

それでは，これをもちまして，第49回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間の審議ありがとうございました。

第 4 9 回 宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

小堀 志津子

議事録署名委員

小野口 睦子